

昭和六十二年三月三日受領
答 弁 第 八 号

内閣衆質一〇八第八号

昭和六十二年三月三日

内閣総理大臣 中曾根康弘

衆議院議長 原 健三郎 殿

衆議院議員玉城栄一君提出国公立大学入学受験料問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員玉城栄一君提出国公立大学入学受験料問題に関する質問に対する答弁書

一について

1 昭和六十二年度の国立大学入学者選抜に係る検定料は、昼間の学部については、二万一千円である。

なお、この検定料は、共通第一次学力試験の出願に当たり大学入試センターにおいて一万円、各大学への出願に当たり当該大学において一万一千円を徴収する。

2 今回の共通第一次学力試験に係る検定料徴収額は三十九億四千万円、各国立大学における検定料徴収額は六十億七千万円計百億一千万円と見込まれている。

なお、各国公立大学に出願し第一段階選抜に不合格となった者の延べ人数は、国立大学六万九千四百四十二人、公立大学三万百七十九人計九万九千六百二十一人である。

二について

今回の共通第一次学力試験実施経費については、試験問題・解答用紙印刷製本関係経費約十九億円、試験会場経費約四千万円、電子計算機経費等の運営経費約二十億五千万円及び人件費約十二億三千万円計約五十二億二千万円の見込みである。

三について

今回の各国立大学で行う第二次学力試験等に関する経費については、入学案内・募集要項・入学願書・試験問題等の印刷製本費約六億五千万円、問題作成・調査書審査・採点等選抜に係る各種業務の人件費約六十六億四千万円、通信費等約三億六千万円計約七十六億五千万円の見込みである。

なお、第一段階選抜の可否等個々の事情による出願者ごとの経費を区分するのは困難である。

四について

国立大学の検定料については、各国立大学の選抜方法・内容が多種多様であり、二段階選抜の有無、試験科目の多少、面接・小論文・実技検査の有無等に大きく相違があるが、これを別々に金額を設定することは技術的にも困難があり、従来から均一の額に定めてきた。

この検定料の額及び徴収方法については、従来から文部省令で明らかにしてきているところであり、また、各国立大学の募集要項において金額、取扱いを明示し、事前に出願者に告知しているところである。

したがって、定められた手続により徴収された検定料について、個々の選抜内容に応じて返還することとするとは考えていない。

五について

検定料については、今回の実施結果を踏まえ、今後十分研究してまいりたい。

なお、昭和六十三年以降入学者選抜に係る検定料については、現行の二万一千円を二万三千円に改めることを予定している。

右答弁する。